

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 五
- 道路の区域を変更する件 五
- 公告
○ 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件 五
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 五
- 随意契約の相手方を決定した件二件 五
- 福島県選挙管理委員会 五
- 不在者投票のできる施設として指定した件 五

告 示

福島県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）太田地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

令和元年六月七日

- 土地の表示
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 地積（平方メートル）
- 南相馬市原町区牛来字東後迫一一九番地 四三五のうち四一八
 - 同 市原町区下太田字深町四一番地一 七三九のうち四一八
 - 同 市原町区下太田字深町四六番地一 一、八八八のうち四一八

- 同 市原町区下太田字深町八六番地 二、九八六のうち四一八
 - 同 市原町区下太田字榎町十七番地 一、三六八のうち四一八
 - 同 市原町区下太田字塚田六番地 三、〇六〇のうち四一八
 - 同 市原町区下太田字高田一五〇番地一 二、〇九五のうち四一八
- （農地管理課）

福島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月七日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 所在の不明な者の氏名 大沼郡会津高田町東尾岐総持財産区 白岩次雄 若林庄次郎
 - 二 通知の内容の要旨
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十一年福島県告示第二百三十三号）によること。
 - 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月七日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 所在の不明な者の氏名 龍川初 龍川幸太郎 龍川金平 龍川キヨノ 星信一 横山熊吉 竜川廣子 横山禮子
 - 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第二百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
株式会社宮城林産ビル 株式会社宮城林産ビル
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第二百三十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
荒ソノ
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十一年福島県告示第二百三十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鮫川村大字青 生野字姿平四二番地先 から 同 郡同 村大字青 生野字姿平三五番地先 まで	変更前 A 五・九ノ 一八・五	A 五・九ノ 一八・五	三九〇・〇
	東白川郡鮫川村大字青 生野字姿平四二番地先 から 同 郡同 村大字青 生野字姿平三五番地先 まで	変更後 A 五・九ノ 一八・五	A 五・九ノ 一八・五	三九〇・〇
	東白川郡鮫川村大字青 生野字姿平四二番地先	B 一五・〇ノ 三六・〇	B 一五・〇ノ 三六・〇	三二〇・〇

から 同 郡同 村大字青 生野字姿平三五番地先 まで			
-------------------------------------	--	--	--

(筑路計画課)

公 告

公告第三十五号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。）第三十九条の規定により、平成三十年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年六月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	文 書 に よ る 請 求	口 頭 に よ る 請 求	合 計
県政情報センター	121	1,306	1,427
県政情報コーナー	24	0	24
出先機関窓口	95	8,208	8,303
警察情報センター	62	0	62
合 計	302	9,514	9,816

注

- 「文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報に対する請求書による開示請求をいう（以下同じ。）。
- 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう（以下同じ。）。

- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。
- 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
- 条例第19条第1項の訂正請求、条例第21条の4第1項の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	文 書 に よ る 請 求	口 頭 に よ る 請 求	合 計
総 務 部	20	71	91
危 機 管 理 部	8	0	8
企 画 調 整 部	4	0	4
生 活 環 境 部	7	0	7
保 健 福 祉 部	34	45	79
商 工 労 働 部	12	41	53
農 林 水 産 部	5	1	6
土 木 部	31	0	31
出 納 局	0	0	0
企 業 局	0	0	0
小 計	121	158	279

議 会	0	0	0
教 育 委 員 会	25	8,621	8,646
公 安 委 員 会	0	0	0
警 察 本 部 長	62	0	62
選 挙 管 理 委 員 会	3	0	3
監 査 委 員 会	0	0	0
人 事 委 員 会	13	281	294
労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	3	0	3
公 立 大 学 法 人 福 島 県 立 医 科 大 学	74	263	337
公 立 大 学 法 人 会 津 大 学	1	191	192
合 計	302	9,514	9,816

2 文書による開示請求に対する決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分 件 数	
開 全 部 開 示	148
開 一 部 開 示	100

示 小 計	248
不 開 示	47
うち公文書の不存在	43
取 下 げ	5
却 下	2
合 計	302

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	145	0	145
第4号 (法人等の事業に関する情報)	18	0	18
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	2	1	3
第6号 (犯罪捜査等情報)	18	0	18
第7号 (審査、検討及び協議に関する情報)	1	0	1
第8号 (事務又は事業に関する情報)	29	3	32
合 計	213	4	217

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 審査請求に対する裁決等の状況
 行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。
 (1) 件数

(単位 件)

審査請求の 繰越件数	審査請求 当該年度中に あつた新規件数	裁 決		決		取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部 認容		
0	4	2	0	0	0	0	2

(2) 件名等

審査請求の 提起年月日	件 名	裁決等の区分
平成30年5月16日	平成30年5月11日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年11月30日	平成30年11月6日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	却 下
平成30年12月7日	平成30年9月5日付けでなされた自己情報開示請求の一部開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年12月17日	平成30年10月15日付けでなされた自己情報開示請求の不開示決定に対する審査請求	却 下

4 苦情相談の処理の状況

事業者が行う個人情報情報の取扱いに関する苦情相談の実績はなかった。

(文書法務課)

公告第三十六号

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。）第三十四条の規定により、平成三十一年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年六月七日

福島県知事 内堀雅雄

1 公文書の開示請求の状況
 (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	6,413
県 政 情 報 コ ー ナ ー	4,907
出 先 機 関 窓 口	1,862
警 察 情 報 セ ン タ ー	56
合 計	13,238

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう（以下同じ。）。
 - 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
 - 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
 - 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学の窓口をいう。
 - 「警察情報センター」とは、福島県警察情報センターに設置された窓口をいう。
- (2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実 施 機 関 の 区 分		請 求 件 数
総 務 部		695
危 機 管 理 部		389
企 画 調 整 部		164

生活環境部	333
保健福祉部	3,889
商工労働部	168
農林水産部	569
土木部	4,298
出入納局	2
企業業局	26
事 小計	10,533
教育委員会	1,856
公安委員会	0
警察本部長	56
選挙管理委員会	358
監査委員	1
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	17
公立大学法人福島県立医科大学	394

公立大学法人会津大学	23
合 計	13,238

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
開 全 部 開 示	7,993
一 部 開 示	3,414
示 小 計	11,407
不 開 示	1,743
うち公文書の不存在	1,567
請 求 の 取 下 げ	88
却 下	0
合 計	13,238

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不開示	合 計
条例第7条第1号 (法令秘情報) 又は旧条例第6条第1号	0	1	1
条例第7条第2号 (個人情報) 又は旧条例第6条第2号	1,360	23	1,383
条例第7条第3号 (事業情報) 又は旧条例			

第6条第3号	1,964	120	2,084
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は旧条例第6条第4号	34	5	39
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	132	1	133
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	214	26	240
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0	0
合 計	3,704	176	3,880

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
- 3 不服申立ての状況
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき審査請求又は全部改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき不服申立て(以下「審査請求等」という。)に対する裁決又は決定(以下「裁決等」という。)の状況等は、次のとおりである。
(1) 件数

(単位 件)

審査請求等	裁 決 等			取下げ	審理中
	却下	棄却	認容		
前年度からの繰越件数			一部認容	小計	

8	8	0	4	0	2	6	1	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 件名等

審査請求等の提起年月日	件 名	裁決等の区分
平成27年7月17日	「福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書」の一部開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成28年1月8日	「関係部署と請求人との協議記録」の不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成28年1月25日	「福島県動物救護本部の会議の議事録及び会議資料」の一部開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成28年2月18日	「墓地の戸籍関係資料」の一部開示決定に対する異議申立て	棄却
平成28年3月11日	「平成23年10月2日の知事と原発相兼環境相との会談記録」の不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成28年5月11日	「温泉台帳等の文書」の一部開示決定に対する審査請求	棄却
平成29年3月28日	「甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会資料」の一部開示決定に対する審査請求	審理中
平成29年10月31日	「学校体罰事故報告書」の一部開示決定に対する審査請求	審理中
平成30年4月30日	「立会に係る境界確認書等の文書」の不開示決定に対する審査請求	審理中
平成30年8月7日	「美測平面図及び写真」の不開示決定に対する審査請求	審理中
	「平成23年度以降に実施された福島県、医大及	

平成30年8月30日	「環境省の合同会議にかかる文書」の不開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年9月17日	「現地調査書（境界立会）に係る確認者代理人が確認できる書類」の不開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成30年12月6日	「平成18年度津波浸水想定区域等調査委託報告書」の一部不開示決定に対する審査請求	取 下 げ
平成31年1月18日	「田村市木質バイオマス発電関連文書」の不開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年1月30日	「郡山警察留置施設の食事提供に関する入札記録等の文書」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年3月20日	「平成29年度精神保健福祉資料【630調査】」の一部不開示決定に対する審査請求	審 理 中

(文書法務課)

公告第37号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
50,815,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第38号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年6月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
485,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、令和元年五月二十七日次のとおり指定した。

令和元年六月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
株式会社楽翁福祉会 介護付有料老人ホーム せせらぎ会津町	白河市会津町八三番地一